

◆ 申請に必要なもの ◆

申請手続きについて

提出時に不備等があると受理できない場合がありますので、余裕をもってご持参ください。

<p>1 受給申請書</p> <p>2 【借家で令和5年中に所得がある場合】 令和5年12月の家賃金額のわかる書類のコピー (例) 賃貸借契約書</p> <p>3 【世帯に令和6年1月1日現在狛江市に住民登録のない方 (<u>単身赴任等の理由により別居している方も含む</u>) がいる場合】 その方の令和5年中の収入又は所得を確認できる証明書 (例) 源泉徴収票、令和6年度課税(非課税)証明書</p>	<p>※ご自身でコピーしたものを提出してください。</p> <p>※事実等確認のため、さらに詳細のわかる書類を提出していただく場合があります。</p> <p>※収入がない方は、収入がないことを確認できる証明書を提出してください。</p> <p>※日本語以外の証明書の場合は日本語の訳文をつけてください。また、外貨の場合、日本円でいくらになるかを資料として添付してください。</p>
--	--

◆ 申請書の記入の仕方 ◆

記入例にならない太枠内に必要事項を全て記入してください。

1 「学校名」欄	令和7年4月に入学予定の学校名を記入してください。
2 「世帯状況」欄	(1) 続柄については、世帯主から見た関係を記入してください。
	(2) 申請書提出日現在、別居、同居にかかわらず生計をともにしている方全員(対象児童等を含む。)を記入してください。 (<u>単身赴任等の理由により別居している方がいる場合はその方を含めて記入してください。</u>)
3 「住宅の形態」欄	(1) 「持家」か「借家」のいずれか該当する方に○をしてください。世帯主及び世帯主の配偶者の両親等の持家の場合は、持家とします。
	(2) 「借家」の方は、令和5年12月の家賃月額を記入してください。家賃月額は、共益費、駐車場費等を含めず、賃料のみを記入してください。
	(3) 「住居の形態」欄が未記入の場合や、「賃貸借契約書」等を確認出来なかった場合は「賃貸0円」として審査します。
4 「令和6年1月1日時点住所」欄	世帯に令和6年1月1日現在狛江市に住民登録のない方 (<u>単身赴任等の理由により別居している方も含む</u>) がいる場合は、その方の令和6年1月1日時点の住所を記入してください。
5 「振込口座」欄	(1) 申請書提出後の口座の確認には応じられません。
	(2) 特別な事情がある場合以外は、申請書提出後の口座変更は受け付けません。
6 「申請理由」欄	申請者の裏面の「申請理由」欄は記入不要です。

- 前年の世帯の総所得に基づいて認定を行うため、前年の所得を申告されていない方が世帯の中にいる場合、(生計を同一にする方の中に3月15日までに未申告の方がいる場合(生計を共にする方に扶養されている方を除く。))、審査不能のため審査は保留となります。前年所得の申告をされていない方、審査保留の通知を受け取った方は、未申告の方の申告をし(その時必ず控えをもらってください。)、教育委員会に当該申告書の控えを提出し、再度申請してください。申告書の控えの提出がない等の理由により審査ができる状況にならない場合、一定の期間の経過時点で申請は取下げたものとなりますので御了承ください。
- 災害及び家庭環境の変化により現在の所得状況が前年度を大きく下回り、生活状況が著しく悪化したことを理由に申請する場合には、当該事実を客観的に証明する書類をお持ちの上、御相談ください。
- 狛江市の就学援助制度では世帯は生計をともにしている方ですが、遠隔地扶養とできるのは、収入や扶養被扶養関係の有無及び家族関係が公的に証明できる、その児童等の父母、兄弟姉妹、祖父母までです。(ただし、海外在住の場合、物価が異なるため年齢による基本控除はいたしません。)
- 申請内容に変更がある場合又は受給資格を喪失した場合は、至急、下記担当まで届出てください。受給資格を喪失した場合は新入学学用品費を返還していただくこととなります。

◆ 審査結果 ◆ 3月中旬頃までに文書でお知らせします。

ご不明な点は狛江市教育委員会学校教育課までお問合せください。

TEL 03-3430-1111 内線 2323・2324